

地震の発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

(1)地震発生時の措置

大地震 (震度5弱以上) が発生した場合	始業前	臨時休校とします。
	授業中	授業を中止し下校します。(状況により、学校待機、又は、集団下校) 翌日 状況に応じて臨時休校とします。
地震 (震度5未満) が発生した場合	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかの ので、臨時休校の連絡がない限り登校してください。	

(2)「暴風警報」発令時の措置

大阪府全域または大阪府北部に「暴風警報」が発令された場合のみ、下記の措置をとります。

※「大雨」又は「大雨・洪水」等、暴風を伴わない警報が発令された場合は通常どおりの登校です。）

午前7時の時点で「暴風警報」が発令されている場合	自宅待機してください。
午前9時までに「暴風警報」が解除された場合	解除された時点で登校してください。
午前9時の時点で「暴風警報」が解除されていない場合	臨時休校とします。
登校後に「暴風警報」が発令された場合	授業を中止し、下校します。

※なお、**特別警報**が発令された場合についても、**上記と同様**の措置をとります。